

る場合は、当該年度末現在の状況報告書を翌年度の4月30日までに本財団に提出しなければならない。

第35条 (資金活用対象事業の完了報告)

資金分配団体は、本財団の支援事業を含む年度における完了後3月以内に、本財団が別に定める報告書(以下「年度報告書」)を本財団に提出しなければならない。

2 資金分配団体は本財団の支援事業を含む年度における団体全体の事業報告書、決算書、監査報告書を年度終了後3か月以内に本財団に提出しなければならない。

第36条 (取得固定資産の区分)

前条に規定する完了報告書のうち資金活用対象事業取得固定資産報告書(以下「取得固定資産報告書」という。)の物件の区分は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建物及び附属設備
- (2) 構築物
- (3) 機械及び装置
- (4) 車両その他陸上運搬具
- (5) 工具、器具及び備品
- (6) 試作品及び供試品
- (7) その他

2 前項の取得固定資産報告書により報告を要する取得固定資産は、取得価格の単価が10万円以上のものとする。

第37条 (助成金等の額の確定等)

本財団は、第16条の報告を受けた場合は、その資金活用対象事業の実施内容及び収支決算を調査し、適正に行われていると認めるときは、助成金等の額を確定し、資金分配団体に通知するとともに、資金活用対象事業により取得した物件があるときは、その管理方法についても併せて通知するものとする。

2 前項の調査は、関係書類その他必要な資料の審査により行うほか、必要があると認めるときは、本財団の役職員及び本財団が認めた者により実地に調査を行うものとする。

3 前項の実地調査を行うときは、あらかじめ資金分配団体に期日その他必要な事項を通知するものとする。

第38条 (取得固定資産の管理に関する誓約書)

資金分配団体は、本財団から前条第1項の資金活用対象事業により取得した物件の取扱いに関する通知を受けたときは、当該通知を受けた日から1月以内に、取得固定資産の管理に関し、本財団が別に定める取得固定資産の管理に関する誓約書を本財団に提出しなければならない。

第39条 (取得固定資産の管理及び処分)

資金分配団体は、資金活用対象事業により取得した物件については、当該事業完了後においても、次条に定める期間中は、当該物件を善良な管理者の注意をもって管理しなけれ

ばならない。

2 本財団は、必要があると認めるときは、資金活用対象事業により取得した物件の管理状況を調査することができるものとする。

3 資金分配団体は、次条に定める期間内において、物件を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、若しくは改廃しようとするときは、あらかじめその理由を記載した本財団が別に定める物件の処分に関する承認申請書を本財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(取得固定資産の管理期間)

第31条 資金活用対象事業により取得した物件の管理期間は、資金活用対象事業の完了の日の属する年度(本財団の会計年度)の終了後5年間とする。ただし、本財団が必要と認める場合においては、その期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(無体財産権の取得等に関する報告)

第32条 資金分配団体は、資金活用対象事業により特許権、実用新案権、意匠権等の工業所有権又は著作権(以下「無体財産権」という。)を取得したときは、本財団に報告するものとする。

2 資金分配団体は、第18条第1項に定める助成金等の額の確定(以下「助成金等の額の確定」という。)後5年までの期間内において無体財産権を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめその理由を記載した申請書を本財団に提出し、その承認を受けなければならない。

第7章 継続的な進捗管理と成果評価の点検検証

第40条 (評価指針の策定と公表)

本財団は基本方針に基づき本制度全体の評価の方針を評価指針として策定しなければならない。

2. 前項の評価指針を策定するにあたっては、外部の専門家による評価指針策定委員会を組織し、検討するものとする。

第41条 (評価指針の考え方)

前項の評価指針を策定するにあたって、以下の点を考慮しなければならない。

①民間公益活動を行う団体が、民間公益活動による成果だけでなく、民間公益活動の革新性等も含めて、総合的に評価を行わなければならないこと。

②社会的インパクト評価の具体的な評価の実施方法や内容は、分野や個々の組織・団体が実施する事業、評価の目的、利害関係者のニーズ等によって、多種多様であることに配慮しなければならない。

③個々の組織・団体が主観的な手法で数値を裁量で使用するなど著しく異なる方法で評価を実施すれば、評価に対する比較可能性や、ひいては信頼性そのものが失われてしまうことに注意を払わなければならない。

④本財団は評価の方法に多様性を確保しながらも、民間公益活動を行う団体が評価を確実に実施できるためのものとして評価指針を策定しなければならない

第42条 (評価指針策定等委員会)

評価指針策定等委員会委員は評価に対する客観性及び主観性に対して優れた識見を持つ者の中から理事長の推薦で理事会が決定する。

第43条 (継続的な進捗管理)

本財団は○条で規定する状況報告の他、課題ごとに資金分配団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行うとともに、成果評価の点検・検証を行い、成果の達成状況を包括的に把握することができる。

2 前項にあたっては知の構造化委員会に適切なデータを提供するものとする。

第44条 (評価指針に基づく成果評価の点検)

資金分配団体は、評価指針に基づいて、成果評価に当たっては、定性的な報告に基づく成果に報告、定量データに基づく成果報告のいずれかひとつまたは両方を行うことができる。

第45条 (定量データの厳格性)

前条において、資金分配団体が定量データを用いる場合には数値データの厳格性に配慮しなければならない。

第46条 (非資金的支援)

本財団は外部の団体や専門家とも連携しつつ必要により非資金的支援を伴走型で行うことができる。

第5章 資金分配団体に対する監督

第47条 (資金提供契約)

法第22条第3項の規定を踏まえ、本財団は、資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するための措置を講ずるために必要な事項を、資金提供に係る契約（以下「資金提供契約」という。）であって、指定活用団体と資金分配団体との間で締結するものに定めなければならない。資金提供契約書には以下のことを記載しなければならない。

1 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体は、不正行為や利益相反等の組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じ、本財団の認可を受けること。

(1) 本規程第2条に定める本財団のガバナンス・コンプライアンス体制に準じて組織等を設置し、措置を講ずること

(2) 助成、貸付け又は出資により提供を受けた資金の用途についてはその助成、貸付け又は出資に係る資金提供契約で認められたものに限定し、区分経理及び帳簿の備付けを行うこと

(3) ただし、前二号においては、地域の特性、規模に配慮した比例原則に即したもの

とすること。

第48条 (資金分配団体への監督)

本財団は資金分配団体等との間で資金提供契約を締結するに当たり、以下のことを確認し、同契約に明記するとともに募集要項に明記しなければならない。

①本財団は、資金分配団体の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、資金分配団体に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該資金分配団体の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

② 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。

③ 本財団は、資金分配団体について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該資金分配団体に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができること。

④本財団は、前項の勧告をしたときは、選定公募要領及び資金提供契約で定めるところにより、その勧告の内容を内閣府及び当該団体の行政庁または所轄庁に報告することができること。

⑤ 資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や不正使用等の実態が明らかになった場合は、本財団が、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定等の必要な措置を講ずることができること。

⑥ 本財団が、前二号の措置を講じたときには、その内容を公表することができること。

⑦ 資金分配団体が民間公益活動を行う団体を監督するに当たり必要な事項（不正による助成、貸付け又は出資の返還を含む。）が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間で締結する資金提供契約に明記されなければならないことを確認すること。

⑧ 選定を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない団体は、資金分配団体として申請できないこと。

第49条 (資金活用対象事業確定後の監査)

本財団は、助成金等の額の確定後 2 年間の期間内において必要があると認めるときは、資金活用対象事業の実施の適否及びその成果に関し、資金活用対象事業を監査することができるものとする。

2 本財団は、前項の監査を行うときは、あらかじめ資金分配団体に期日その他必要な事項を通知するものとする。

3 本財団は、監査の結果、資金活用対象事業の実施状況及びその成果が著しく不相当と認められるときは、資金分配団体に対し、所要の措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第50条 (関係書類の保存期間)

資金分配団体は、資金活用対象事業に係る帳簿、証拠書類その他の関係書類を備え、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日までは、保存しておかななければならない。

- (1) 第22条の規定による助成金等の支払を受けた日から10年を経過する日
- (2) 助成金等の額の確定から7年を経過する日

第51条 (助成金等の返還)

資金分配団体は、第18条第1項の規定により助成金等の額が確定した場合において、すでにその額を超える助成金等の支払を受けているときは、本財団が通知する期限までに返還しなければならない。

2 資金分配団体は、第23条第3項の規定により物件を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を本財団に返還しなければならない。ただし、本財団の承認を得た場合は、この限りでない。

第6章 選定の取消と事業の承継

第52条 (資金分配団体選定の取消し)

本財団は、第17条の資金分配契約に基づき、資金分配団体等が次のいずれかに該当するときは、資金分配団体の選定を取り消すものとする。

- 一 法第17条第三項のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により資金を受けたとき。
 - 三 資金分配団体から資金分配団体選定の取消しの申請があったとき。
- 2 本財団は、資金分配団体等が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。
- 3 本財団が、第一項又は第二項の規定により資金分配団体選定を取り消したときは、選定公募要領及び資金提供契約で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(助成を行った資金の返還等)

第37条 本財団が前条第一項若しくは第二項の規定による資金分配団体選定の取消しをした場合又は資金分配団体が合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が資金分配団体であるときを除く。）において、選定公募要領及び資金提供契約の定めに従い、当該選定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に「助成等財産残額」を本財団から資金分配団体として選定された他の資金分配団体に贈与する契約を結ばなければならない。その場合において同契約が成立しないときは、本財団に当該額の返還をしなければならない。

第2款

第53条 休眠預金等交付金の受入れ

本財団は、民間公益活動促進業務に必要な経費については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定しなければならない。

- 3 理事会は監査結果を有効活用等により効率性の観点から常に精査し、外部使用状況について、本財団ホームページでの情報公開を徹底しなければならない。
- 4 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れることとする。
- 5 当分の間は、法第 29 条第 1 項の趣旨を踏まえて当該見込額を同項に規定される運用資金に組み入れることとする。
- 6 運用資金の運用については、理事会決定に基づいて理事長がこれを行う。

第54条 (民間公益活動の促進に関する調査及び研究)

本財団は、資金分配団体や民間公益活動を行う団体と連携し、全国各地の民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を実施するものとする。併せて、資金分配団体や民間公益活動を行う団体による案件の発掘・形成能力の向上も図るものとする。

2 民間公益活動の促進に向け、社会経済情勢や現場からのニーズを踏まえつつ、本制度の改善や資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的な事業の実施に資するための調査及び研究を企画し実施しなければならない。また、個々の事業実施により得られた知識・情報を共有化し、他の事業等への応用を図るため、調査及び研究の成果について広く公開しなければならない。

第55条 (民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動)

休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用することに対する十分な国民の理解を得るとともに、国民の間に社会の諸課題に対する認知と関心を高め、民間公益活動に必要な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図るため、各種イベントや多様な広報媒体を通じて、本制度並びに休眠預金等に係る資金の活用状況及び成果等について、戦略的・効果的に啓発活動及び広報活動を行わなければならない。

2 前項のイベントは地域性を考慮して実施しなければならない。

第56条 (シンボルマークの策定・活用)

休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保するとともに、その実績を国民一般に周知するため、指定活用団体においてシンボルマーク（休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業であることを示す標識）を策定しなければならない。また、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業においてシンボルマークを表示することとし、そのために必要な事項を資金分配団体との資金提供契約に定めなければならない。

第57条 (本財団による評価の実施)

本財団は、個別の民間公益活動による社会的成果の拡大だけでなく、社会の諸課題の解決の担い手が育成され、資金分配団体・民間公益活動を行う団体も含めた社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含めて、総合的に評価を行うこととする。

2 前項の評価に当たっては、事前に達成すべき成果について明示した上で指定活用団体に関するインプット（予算・人材等の資源の「投入」）からアウトプット（事業の実施により直接的に得られる「結果」）、アウトカム（事業の実施によるアウトプットがもたらす「成果」）に至る情報を体系的に収集し、ロジック・モデル等の形で相互に接続するとともに、必要な情報を収集・分析し、評価を実施しなければならない。

3 本財団は前項に掲げる自己評価の他、指定活用団体に関する「外部評価」や「第三者評価」を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保しなければならない。なお、その場合には、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにし、利害関係者が入らざるを得ない場合には、本財団は、利害関係者の氏名とその理由を明確にしなければならない。

4 前項の評価については、実施時期により、本財団が休眠預金等に係る資金を活用して事業を実施する前に、事業の必要性・妥当性を判断するために実施する「事前評価」、複数年度にわたり休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業について、成果の進捗状況を把握し、事業活動や予算・人材等の資源分配の見直しを行うために、一定期間ごとに実施する「中間評価」、5年を目途に、成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行うために実施する「5年評価」を行うものとする。

5 前第1項から第4項に掲げる評価は、評価規程に基づき、あらかじめ決定し、公表しなければならない。その際、本財団は、それぞれの評価の目的、評価方法、評価結果の活用方策等を有機的に連携させることで、時系列的な評価に連続性と一貫性をもたせなければならない。

第58条 (関連知識の分析・最適な組合せを図るための知識環境の整備)

本財団は、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）をオンラインで収集する仕組みを整備して、民間公益活動に関する知識を収集・蓄積できるようにするものとする。

2. 前項に基づき、収集・蓄積された民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析した構造化された知識として、活用するために、知の構造化委員会を設置する。

3 知の構造化委員会の成果を指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これを分かりやすく、使いやすい形で広く提供・公開し、民間公益活動を行う団体等

が様々な場面で活用できるような知識環境をICT等を活用して整備することとする。

第59条 (成果評価実施支援)

本財団は、資金分配団体と連携し、資金分配団体や民間公益活動を行う団体各々における成果志向の理解・定着、効果的・効率的な成果評価の実施及び評価結果の有効活用等を促進するために、以下の事項の成果評価実施支援業務を行う。

- 一 評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、提供すること
- 二 分野別や規模別といったカテゴリ一別に標準化された評価ツールを提供すること
- 三 構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分配団体への助言や研修等を通じ、効果的・効率的な成果評価の実施を支援すること

第60条 (実務を通じた研修の場を提供)

本財団は、主として伴走型支援の担い手の育成に資するよう、利益相反等に留意しつつも多様な人材を幅広く受け入れることで、実務を通じた研修の場を提供する。その際、地域的な広がり配慮して、受け入れた人材に対する適切な宿舎を提供することに努める。

2 前項の利益相反等については別に定める利益相反規程に従い、情報を公開していく。

第61条 (多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進)

多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進し、自律的に相互に学び合い協力し合うコミュニティの構築を支援するため、これらの団体に関する情報の適切な提供等を行うこととする。

第62条 (国際交流)

海外の関係機関との交流や各種国際会議への対応、海外の関係機関の要人招へい事業の実施等の国際交流を行わなければならない。

第63条 (資金分配団体における業務の公正かつ的確な遂行に必要な措置)

第64条 (公示)

本財団は、毎事業年度開始の1月前までに、当該年度の資金活用対象事業に関し、助成金等交付申請書の提出先、提出期限、提出書類その他必要な事項を公示するものとする。

2 前項の公示は、資金活用対象事業の特性に応じた媒体(本財団ホームページ等)を有効に活用して広範に周知する。

3 前々項の初年度には適用しない。

第65条 (資金活用対象事業の表示)

資金分配団体は、資金活用対象事業を実施する場合には、本財団が別に定めるロゴマーク

使用規程により資金活用対象事業である旨の表示を行わなければならない。

第66条 (資金活用対象事業の公開)

資金分配団体は、資金活用対象事業の実施内容及び成果に関する情報を公開するものとする。

2 本財団は、資金活用対象事業により得られた成果を適切な方法により第三者に開示し、又は公表するものとする。

第8章 業務委託の基準

第67条 (業務の委託に関する基準)

本財団は、その実施しようとする業務について、その一部を他に委託することが効率的であると認めるときは当該業務の一部を他の者に委託することができる。

2 本財団は、前項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、委託を予定する者（以下本条において「委託予定者」という。）と委託契約を締結するものとする。

3 委託予定者の選定は公平性及び透明性を確保する観点から原則として競争によるものとする。ただし、能力の有無その他の事由により委託しようとする業務を適切に実施できる者が特定されると認められる場合はこの限りでない。

4 受託者の選定及び契約の方法等については、本財団が別に定める規程によるものとする。

第9章 契約に関する基本的事項

第68条 (契約に関する基本事項)

本財団は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他規程で定める場合は、随意契約によることができる。

2 前項において契約事務が適切に実施されるよう、別に定める契約規程に基づき組織体制を整備するものとする。

第10章 収支決算書に係る外部監査の実施に係る事項

第69条 (外部監査)

法に規定する収支予算書及び収支決算書については資金収支ベースのものとし、収支決算書については公認会計士又は監査法人の監査意見を付すこととする。

(その他)

第56条 この規程に定めるもののほか、本財団の業務に関し必要な事項は、本財団が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、内閣総理大臣の認可を受けた日から施行する。
- 2 指定活用団体は、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体に対し貸付けを行うことは、法律上は可能であるが、民間公益活動全体の現状及び指定活用団体や資金分配団体自身も試行錯誤しながら本制度を開始せざるを得ないことを踏まえ、指定活用団体が行う資金提供は、当分の間は、資金分配団体への助成のみとする。

別紙 1

平成 年 月 日

一般財団法人 人民都大阪休眠預金等活用団体 理事長 殿

所属・役職

氏 名

印

申告書

下記のとおり、選定申請団体との特別な利害関係の有無について申告します。

記

次のいずれの選定申請団体とも特別な利害関係がありません。

A 法人

B 法人

・

・

以下の選定申請団体と特別な利害関係を有するおそれがあります。

A 法人

(特別な利害関係の内容について記載)

(参考) 特別な利害関係の例

選定申請団体との特別な利害関係とは、当該選定申請団体の選定が委員の個人的な利害に直接関係する等により、選定申請団体に対する公正な面接等の実施が期待できないことを

指します。

例えば、次の事項が挙げられます。

- ・本人が選定申請団体の設立者、評議員、役員又は職員（これらの就任予定者を含む。）であること。
- ・本人又は本人が所属する団体が委託契約等により選定申請団体から相当の報酬を得ていること。
- ・資金分配団体の指定を受けることを目的として、当該指定の申請をする団体に対し、本人又は本人が所属する団体が出えん等を行っていること。
- ・本人又は本人が所属する団体が選定申請団体を実質的に支配していると認められること。
- ・本人の配偶者又は二親等内の親族が選定申請団体と上記の関係にあること。
- ・その他公正な面接等の実施に疑義を生じさせるおそれのある事情があること。いずれにしても、各委員の皆様にご判断いただき提出された申告書に基づき理事長が判断することになります。

内閣府注記：副本にはあるが正本にはない書類があったため、副本よりコピーしたもの

平成 年 月 日
事業番号 ー

一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体
理事長 出口 正之 殿

助成事業者所在地：
助成事業者の名称：
代表者の役職名：
代 表 者 の 氏 名 ：
④

平成30年度 助成金受領誓約書

助成事業名「」にかかる貴財団からの助成金については、貴財団から通知のあった助成金交付決定通知書に記載された条件を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。

1. 助成金交付額の返還

助成事業完了までに助成金交付決定額の一部を受領している場合、助成事業完了後の助成金交付額が確定したときに、助成金の過払いがあるときは、当該過払い分を貴財団の請求に基づき返還します。

なお、助成事業が完了せず辞退する場合若しくは助成金交付の取消を受けた場合も同様とします。

2. 暴力団等の排除

(1) 当団体又は当団体が実施する事業(助成事業に限らず当団体が実施する事業全て)に関わる者は下記のいずれにも該当しておりません。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団又は暴力団員である。
(暴力団及び暴力団員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号という。)
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

内閣府注記：副本にはあるが正本にはない書類があったため、副本よりコピーしたものの

- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (2) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしたことはありません。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 助成金の受領

助成金は、貴財団から下記の銀行口座への振込をもって受領したものとします。

振込銀行口座情報

銀行名	
支店名	
支店コード	
預金種類	普通 当座
口座番号	
口座名義 (カナ表記)	

内閣府注記：副本にはあるが正本にはない書類があったため、副本よりコピーしたもの

【通帳預金口座情報ページ貼り付け欄】

ここに、預金通帳の「銀行名」「支店名」「支店コード」「預金種類」「口座番号」「口座名義（カナ表記）」が記載されているページのコピーを貼り付けてください。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

1. 資金分配団体において、管理等に必要な経費。但し、他の会計としっかりと区分していることを要す。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

(2) 助成部門に係る経費

(ア) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、

内閣府注記：副本にはあるが正本にはない書類があったため、副本よりコピーしたもの

印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(イ) 当該助成に係る必要経費

助成担当者、外部選考委員等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、パソコンソフト費

(ウ) 助成関連施設の整備、維持及び運営経費

(エ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(3) 監督・評価その他の関連する部門に係る経費

(ア) 監督・評価に係る経費

(イ) 広報事業に係る経費など

2. 間接経費が使用できないものの例

(ア) 助成金

(イ) 飲食費（会議室における会議の上で必要やむを得ず供される飲食費を除く）

(ウ) アルコールの提供を伴う会議費

(エ) 会議室における会議の上で必要やむを得ず供される飲食費のうち一人当たり 2000 円を超えるもの。

(オ) その他の法令及び資金分配団体の規程に反するもの